

裁定の概要

本件審査申立てについて、次のとおり裁定する。

1 裁定の主文

平成24年11月30日になされた「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」の議決（以下「本件議決」という。）は、これを取り消す。

2 審査庁の判断（要旨）

(1) 調査事項を「市長の職権濫用問題に関する事項」と議決した点について

当該調査事項は、調査の対象として抽象的に過ぎ何を調査するのかが明確でないことから、豊明市議会（以下「市議会」という。）の調査権の行使は及ばないとの主張であるが、議案は、市議会における質問及びその答弁の内容も含め判断することが適当と考えられる。当該調査事項は、平成24年10月26日開催の平成24年10月緊急議会（以下「緊急議会」という。）の質問等から、職員の労働安全衛生という豊明市（以下「市」という。）の事務に関しての調査であるということができ、一定程度限定されていると認めることができる。

よって、文面上は不明確であるとの批判の余地はあるものの、抽象的に過ぎ無効、あるいは議会の調査権限を超えるものとして違法とはいふことはできない。

(2) 調査事項を「市長の農地法違反等に関する事項」と議決した点について

当該調査事項は、豊明市長（以下「市長」という。）としての職務に関するのではなく個人の問題であり、市議会の調査権は及ばないとの主張であるが、緊急議会における質問及びその答弁の内容から判断すると、市長個人の所有に係る農地の取扱いに起因して、職員の自殺等の労働安全衛生上の問題が発生したのではないかと疑念を、議員が持っていることから、当該調査事項は、事業者としての市の労働安全衛生に係る事項であると解する余地があり、違法とまでは断定できない。

また、審査申立人は、対象農地について「農地利用集積円滑化事業による農地利用権設定の申出書」（以下「本件申出書」という。）が豊明市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）に提出される予定であり、当該調査事項に係る

地方自治法（以下「法」という。）第100条第1項の規定に基づく調査（以下「百条調査」という。）は、市農業委員会の審議に影響を及ぼすことが懸念されるから、議会の調査権限を超えるというべきであると主張している。しかし、市議会における議論を勘案しても、当該事項を調査する目的が本件申出書の審議に影響を与えるためであると断定することはできない。

(3) 調査経費について「平成24年度の議会費の予算の範囲内」と定めた点について

審査申立人は、調査のために要する経費の額を具体的に定めていない本件議決は、法第100条第11項に違反すると主張している。

本条項の制定趣旨は、議会による百条調査の名の下、経費の濫費がなされないように、調査に要する経費の額を定めることを求めた規定であると解されており、議決で定めた額を超える額の支出を必要とするときは、更に議決が必要であることからすると、経費の額は、具体的に定めておくことが必要であると解すべきである。

したがって、本件議決において、調査経費を「平成24年度の議会費の予算の範囲内」と定めた点については、法第100条第11項にいう経費の額を定めたことに該当せず、違法であると解される。

(4) 結論

(1)及び(2)については、違法であるとまでは断定することができないが、(3)については違法と解されるので、本件議決は、違法なものと言わざるを得ない。

裁 定 書

24市第1437号

審査申立人

豊明市新田町子持松1番地1

豊明市長 石川 英明 様

上記審査申立人から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第176条第5項の規定に基づき、平成24年12月6日付けで提起のあった「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」に対する再議の議決に関する審査申立てについて、次のとおり裁定する。

主 文

平成24年11月30日になされた「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」の議決は、これを取り消す。

理 由

1 事案の概要

本件審査申立ては、平成24年12月定例会議会において豊明市議会（以下「市議会」という。）が平成24年11月30日になした「市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」の議決の取消しを求めるものであり、その事実関係は、以下のとおりである。

平成24年10月26日開催の平成24年10月緊急議会（以下「緊急議会」という。）において、3名の議員から、「市長の責務についてどのように認識をされているのか」、「市長の相続税納税猶予について」及び「市職員の安全と健康が確保される職場環境について」の質問がなされ、石川英明豊明市長（以下「市長」という。）の答弁等の後、「決議案第3号 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議」（甲第2号証。以下「決議」という。）が議案として提出され、討論の後、賛成多数で原案どおりの議決（以下「原議決」という。）がなされた。

平成24年11月22日、市長は、原議決が議会の権限を超え、かつ法令に違反することを理由に、市議会議長に対して法第176条第4項の規定に基づく再議の請求を行った。

市議会は、平成24年12月定例会議会の開会日である平成24年11月30日に、原議決のとおり議決（以下「本件議決」という。）を行い、同年12月4日、これを市長に通知した（甲第1号証）。

市長は、本件議決は、なお議会の権限を超え、かつ法令に違反するとして、平成24年12月6日、法第176条第5項の規定に基づき、愛知県知事（以

下「審査庁」という。)に裁定を求めて審査申立てをした。

2 審査申立人の主張及び市議会の弁明

(1) 調査事項を「市長の職権濫用問題に関する事項」と議決した点について

ア 審査申立人の主張

「市長の職権濫用問題に関する事項」は、調査の対象として抽象的に過ぎ、何を調査するのかが明確でない。議会は、調査対象となる事件を「市政一般」、「一般会計予算（決算）全般」などのように、一般的、包括的に議決することはできず、具体的な事件を掲げて議決する必要がある。

本件議決は、調査対象として具体的な事件を掲げて議決していないから、法第100条第1項の規定に基づく議会の調査権の行使は及ばない。

なお、市議会が弁明書を提出するための議決を行った平成24年12月定例月議会開会中の平成24年12月20日の議会（以下「12月20日議会」という。）における、法第100条第1項の規定に基づく調査（以下「百条調査」という。）を行うとの議決を行った時点で調査対象を絞り込まなかった理由等についての質問に対して、「議員提出議案第3号 弁明書の提出について」の議案提出者（以下「弁明書議案提出者」という。）である議員からの回答が「愛知県知事が判断される」などの回答にとどまったことは、審査申立人の主張が正しいことを推認させるものである。

イ 市議会の弁明

緊急議会の会議録（乙第2号証）によれば、原議決に先立ち行われた質問、これに対する市長の答弁を踏まえて決議が議案として提出されており、調査の対象は、当該質問の範囲内をでるものではなく、市長答弁で明らかになった市長の職権濫用に限定されていることは明らかである。

(2) 調査事項を「市長の農地法違反等に関する事項」と議決した点について

ア 審査申立人の主張

「市長の農地法違反等に関する事項」は、市長としての職務に関するのではなく、個人の問題であり、法第100条第1項に規定する「当該普通地方公共団体の事務」ではなく、市議会の調査権は及ばない。

また、仮にこの調査事項が豊明市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）の事務に関して調査するものであると解されるとしても、市長が個人として所有する農地に関する農地利用集積円滑化事業による農地利用権設定の申出書（甲第4-1号証。以下「本件申出書」という。）が提出される予定であり、市議会の調査は豊明市（以下「市」という。）から独立性が保たれた状態でされるべき審議に影響を及ぼすことが懸念さ

れるから、本件議決は市議会の調査権限を超えるというべきである。

実際に、平成24年11月21日に開催された市農業委員会の総会議事録（甲第4-3号証）によれば、市農業委員会の審議においても、市議会が推薦した農業委員が「現在百条委員会が設置された事案であり、百条委員会が現在進行中でありますので、宜しくお願ひしたい。」などと発言しており、市農業委員会の審議に影響を及ぼしていることは明らかである。

なお、12月20日議会における、調査対象が行政事務の範囲に当たるのか等の質問に対して、弁明書議案提出者である議員からの回答が「答弁できる範囲を超えている」などの回答にとどまったことは、審査申立人の主張が正しいことを推認させるものである。

イ 市議会の弁明

市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）は、個人の問題を取り扱うものではなく、農地法違反の現状、市農業委員会が違反を把握した状況、違反を認識した以降の市農業委員会の対応など、市農業委員会の事務について調査するものである。

また、特別委員会は、違反に至るまでの経緯とそれに係る市農業委員会の事務について調査するものであり、本件申出書について調査するものではない。

(3) 調査経費について「平成24年度の議会費の予算の範囲内」と定めた点について

ア 審査申立人の主張

調査経費について「平成24年度の議会費の予算の範囲内」と定め、経費の額について何ら定めていない。調査のために要する経費の額を具体的に定めていない本件議決は、法第100条第11項に違反する。

なお、12月20日議会における、熊本県菊池市議会の議決の法適合性、他の同様事例の有無等の質問に対して、弁明書議案提出者である議員からの回答が「答弁できる立場にない」との回答にとどまったことは、審査申立人の主張が正しいことを推認させるものである。

イ 市議会の弁明

調査経費について法第100条第11項は具体的な金額を明示することを求めていると解され、市議会の「平成24年度の議会費の予算の範囲内」との定めは、定額を定めたものであり、「予算の定額の範囲内で定めるものであり、予算を超えて定めることはできない。」とする行政実例（昭和34年6月23日）に合致する。

また、平成24年第1回菊池市議会定例会会議録（乙第5号証）によれば、「本調査の経費は、予算の範囲内とする。」との議決がなされた実

例がある。

さらに、年度途中において金額を特定することは行政機関における流用を先決することになり、事務事業の執行の支障となる。

3 審査庁の判断

(1) 2 (1)について

調査事項「市長の職権濫用問題に関する事項」については、決議に記された文面のみからは、市長のどのような行為等を職権濫用行為として調査しようとしているのかは明らかでない。

一般に、議案は、可決すれば議会の意思が確定し、誤解を生じない形式のものであることが当然要求されると解されることから、議員の間で、内容について全く共通理解がなされたといえないような場合は、条理上無効となると解される。

しかし、共通理解があったか否かを判断するに当たっては、文面上疑義の余地がないことまでは要せず、市議会における質問及びその答弁の内容も含め判断することが適当と考えられる。

そこで、当該調査事項について検討すると、原議決がなされた緊急議会の質問において、市長の職員への対応の状況、市長個人の農地に関連しての職員への対応の状況等が議論されており、また、決議の取扱いについて協議した会派会議録（乙第6号証）においても、調査の範囲は緊急議会における質問の範囲内で行う、との共通認識が認められ、さらに、当該質問において、快適な職場環境の実現及び労働条件の改善の観点で市長の職員に対する言動について問い質していることから、職員の労働安全衛生という市の事務に関しての調査であるということができ、当該調査事項は、一定程度限定されていると認めることができる。

そうすると、当該調査事項を百条調査の対象とした本件議決は、文面上は不明確であるとの批判の余地はあるものの、抽象的に過ぎ無効、あるいは議会の調査権限を超えるものとして違法とはいふことはできない。

なお、12月20日議会でなされた、調査対象を絞り込まなかった理由等についての質問に対し、弁明書議案提出者である議員からの回答が「愛知県知事が判断される」などの回答にとどまったとしても、審査庁の判断は変わらない。

よって、この点で審査申立人の主張に理由はない。

(2) 2 (2)について

調査事項「市長の農地法違反等に関する事項」については、市長の個人所有に係る農地の取扱いに関する事項であり、当該普通地方公共団体の事務に関する調査とはいえないのではないかと疑念があるところであるが、(1)で述べたと同様に、百条調査がどのような事項を対象にしているかにつ

いては、市議会における質問及びその答弁の内容も含め判断することが適当である。

そこで、原議決がなされた緊急議会における質問及びその答弁の内容から判断すると、市長個人の所有に係る農地の取扱いに起因して、職員の自殺等の労働安全衛生上の問題が発生したのではないかとの疑念を、議員が持っていることと認められることから、当該調査事項は、事業者としての市の労働安全衛生に係る事項であると解する余地がある。

もっとも、仮に市長個人の所有に係る農地の取扱いの問題と職員の労働安全衛生上の問題とが関連があるとしても、関連のある範囲で調査すれば足りるのであり、市長の農地法違反を調査の対象とするとしても、より適切な表現をすべきであったと考えられるが、職員の労働安全衛生上の問題と関連がある以上、当該調査事項を百条調査の対象とした本件議決は、違法とまでは断定できない。

また、審査申立人は、市農業委員会の審議は市から独立性が保たれた状態でされるべきところ、当該調査事項に係る百条調査は、市農業委員会の審議に影響を及ぼすことが懸念されるから、議会の調査権限を超えるというべきであると主張している。

確かに、百条調査は、市長の執行権への介入にならないように配慮する必要があるものの、乙第2号証及び乙第6号証乃至乙第18号証の市議会における議論を勘案しても、当該事項を調査する目的が本件申出書の審議に影響を与えるためであると断定することはできない。

さらに、市農業委員会の審議における発言についても、慎重な審議を求めているだけであるから、前記の判断は左右されない。

なお、12月20日議会でなされた、調査対象が行政事務の範囲に当たるのか等の質問に対し、弁明書議案提出者である議員からの回答が「答弁できる範囲を超えている」などの回答にとどまったとしても、審査庁の判断は変わらない。

よって、この点においても審査申立人の主張に理由はない。

(3) 2 (3) について

法第100条第11項の制定趣旨は、議会による百条調査の名の下、経費の濫費がなされないように、調査に要する経費の額を定めることを求めた規定であると解されており、議決で定めた額を超える額の支出を必要とするときは、更に議決が必要であることからすると、経費の額は、具体的に定めておくことが必要であると解すべきである。

したがって、本件議決において、調査経費を「平成24年度の議会費の予算の範囲内」と定めた点については、法第100条第11項にいう経費の額を定めたことに該当せず、違法であると解される。

なお、この具体的な経費の額の定めがなされているか否かについては、平成24年11月9日に開催された特別委員会において、その会議録（乙第13号証）によれば、今後の調査の進展の中でどのような証人に出頭を求めるのかが明らかになるので、調査に要する経費の額は現時点では確定することができない、との旨の発言がなされており、調査経費の濫費を防ぐという本条項の制定趣旨に反するものであることは明らかである。

また、市議会は、昭和34年6月23日の行政実例や熊本県菊池市議会の実例を挙げて、自らの主張を正当化しようとするが、当該行政実例は、予算の提案権が首長に専属するところ、調査経費の額は既決予算の範囲内で定めることを要するという自明の理を述べたものなので失当であり、同市議会の実例に係る主張についても、菊池市長による再議請求等の手続は行われておらず、法的な判断がなされていないため、当該実例をもって、市議会の主張を正当化することはできない。

さらに、調査経費の額を定め、金額を特定することが、行政機関における流用を先決することになり、事務事業の執行の支障になるとの市議会の主張については、その主張の意味するところが明確ではないが、当初予定した事業執行のための予算を当初予定のない百条調査の経費に充当すると事業執行に支障が生じる、との主張であると解しても、法第100条第11項の制定趣旨が議会による経費の濫費を抑制することにあること、事業執行に支障が生じるおそれが生じた場合は、予算の流用等の手続を採ればよいこと、そもそもそうした支障が生じないよう市議会で適切な金額を定めておけばよいことから、市議会の主張は、これを容れることができない。

よって、この点については審査申立人の主張に理由がある。

4 結論

以上のとおり、2(1)及び2(2)については、違法であるとまでは断定することができないが、2(3)については違法と解されるので、本件議決は、違法なものと言わざるを得ない。よって、法第176条第6項の規定に基づき、主文のとおり裁定する。

平成25年1月30日

愛知県知事 大村 秀章